

平成29年度青森県特別職報酬等審議会

第2回審議会

日 時 平成29年11月6日(月) 13時30分～15時00分まで

場 所 ウェディングプラザ アラスカ 2階 ガーネット

(司会)

ただいまから、青森県特別職報酬等審議会 第2回審議会を開催いたします
会議の成立は、当審議会設置条例第5条の規定により過半数の委員の出席が必要となります。
本日は10名中、8名のご出席を得ておりますので、会議は成立いたします。
それでは遠藤会長、よろしくお願いいたします。

(遠藤会長)

皆様、こんにちは。大変お忙しいところご参加いただきまして、ありがとうございます。
それではさっそく会議に入ってまいりたいと思います。
まず先日の第1回審議会の際、委員の皆様からあずかっていたご質問がありました。このご質問等に関する事項について、まず事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

失礼して座って説明させていただきます。
第1回審議会で、委員の皆様からいただいたご質問などについて、お配りしてあります資料のうち「第2回審議会<補足説明資料>」で整理させていただきましたので、ご説明申し上げます。
その資料の1ページ、「特例減額の趣旨について」、をお開きいただきたいと思います。
前回の審議会において、知事の給料等の額を審議するにあたって、今回、審議する本来の額と特例減額との関係が分かりづらいとの意見がありました。特例減額の趣旨等についてまとめております。
特例減額の趣旨ですが、特例減額は条例の本来額は改正せずに、本県の財政事情や行財政改革の取組等を踏まえまして、臨時・特例的に実施しているものであり、審議会では本来額を審議する際の考慮事項とは別の観点から実施しているものです。
特例減額終了後には、本来の額に戻ることから、国からも特例減額については審議会に諮問する必要はないとの回答も受けております。
従いまして、審議会において特例減額の状況は考慮せず、本来額についてご審議いただくこととなります。
また、前回の審議会において、民間企業と同様に全体の予算の中で給料等の額を検討することも必要ではないかといったご意見もございました。ただ、地方公共団体は民間企業と異なり、利益を上げるための団体ではないため、全体予算の中のあるべき水準という考え方を取りづらく、このため一般職の給与は第三者機関である人事委員会の給与勧告で、また、特別職の給料等は審議会の審議を経て決定しております。全体の予算や財政事情などを考慮して、必要な場合には、資料にあるとおり特例減額等を実施して対応しているところでございます。
次に、2ページ、ボーナス、「期末・勤勉手当の支給月数について」、をお開きいただきたいと思います。

思います。

前回、ボーナスの決め方や現状についてのご質問がございましたのでご説明いたします。

資料の左側に一般職、右側に知事等のボーナスの状況等をまとめてあります。

まず一般職のボーナスについては、毎年、人事委員会が県内民間企業の状況を調査し、年間支給月数を勧告しております。その内容に基づきまして支給月数を改定しております。本県一般職の現行支給月数は、年間で4.05月分となっております。他県においても、それぞれの地域の民間給与に合わせるという考え方を採っていることから、各都道府県の支給月数にはバラつきがある状況となっております。

知事等のボーナスについては勧告がありませんので、一般職の状況や国の特別職の状況等を総合的に考慮して支給月数を改定しております。知事等の現行の支給月数は年間3.05月分となっており、他県においても、それぞれの地域の民間給与に合わせた一般職の状況を考慮しておりますので、一般職と同様に各都道府県の知事等の支給月数にもバラつきがあるという状況にございます。

期末手当のほか、知事及び副知事には、寒冷地手当及び退職手当を、議員には期末手当のみを支給しております。

これらの手当は、国の通知等を踏まえて措置しているものであることから、審議会の諮問事項とはされていないところでございます。

次に3ページ、「職位別の平均給料月額等の状況について」、をお開きいただきたいと思います。

前回、課長や部長の平均給料月額の変化の状況を示した際に、手当を含めた額で比較した方がいいのではないかというふうなご意見がございましたのでご説明申し上げます。

前回の資料では、課長級及び部長級の比較をした際に、管理職手当を含めておらず給料月額のみで平成6年度と比較した結果、約8%から約9%のマイナスとなっております。それぞれに支給される管理職手当を含めて比較した場合、課長級はマイナスの7.52%、部長級はマイナス7.93%となります。

手当を含めた額では、若干、マイナスの幅が縮小しておりますが、いずれの場合でも課長級・部長級の水準は低下しているという状況になります。

次に4ページ、「県内の経済状況について ①経済成長率」をお開きいただきたいと思います。

前回、審議会の答申の説得力を高めるためにも、物価等のデータについても検討資料とすればよいのではないか、といったご意見がございましたので、参考資料として経済成長率と消費者物価指数の推移についても資料をまとめております。

近年の状況は資料に記載のとおりですが、平成5年度以降、全体としては経済成長の安定期となり、実質経済成長率はプラス成長の時で数%という状況でございます。

続きまして5ページ、「②消費者物価指数」をお開きいただきたいと思います。

消費者物価指数の状況につきましても、資料に記載のとおりですが、平成5年度以降、全体としては基本的には横ばいで推移しているという状況でございます。

次に6ページ、「議員定数の状況について」、をお開きいただきたいと思います。

議員定数についてのご質問がございましたのでご説明申し上げます。上のグラフは各都道府県の議員定数の状況を左から多い順に並べたものとなっており、下のグラフは議員1人当たりの人口を左から多い順に並べたものとなっております。

本県の議員定数は現在48人となっており、議員1人当たりの人口は約2.8万人となっております。議員定数については、平成24年4月の地方自治法の改正前までは人口規模ごとの上限が法律で規定されていた関係で、各都道府県とも極端に多い又は少ないという状況にはなく、本

県も東北中位となっているところでございます。

前回の質問等に対する補足説明は以上となります。この後、実際の改定額を検討する際の参考資料として、知事の給料等の全国の状況が分かる資料を7ページ及び8ページに載せております。

(遠藤会長)

ご説明ありがとうございました。

ただいま、事務局より前回の会議でご質問等ございました、宿題になっていたものでありますけれども、それについて詳細な説明がありました。最初は特例減額の趣旨、それから期末・勤勉手当の支給月数について、3番目は職員別の平均給与月額等の状況、そして4番目は経済成長あるいは消費者物価指数を加味した場合の変化、さらに議員定数の状況、最後に青森の全国における給料の状況、位置づけが分かるような全体の資料も出してもらいました。

それでは今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(高田委員)

1ページ目の特例減額が10年間で20%ということで、特例減額期間経過後は本来額に戻るということですが、これ10年もの特例減額期間を設けているという話なんですか。

(遠藤会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

この図にありますのは、例えば知事であれば平成13年1月から10%の減、15年の1月から5%の減、それから20%の減と。さらに25年7月から25%の減、現在20%の減ということで特例減額を行っていることです。

(高田委員)

毎年、じゃあ1年ごとに減額を決めて、この減額で、要は本来の額に戻ることなくずっとこの間減額になってきたということですね、毎年。

(事務局)

はい。

(高田委員)

これは厳しいですね。

(遠藤会長)

よろしいですか。

他にございますか。

高山委員から、前回、経済成長率だとか消費者物価指数についてと合わせてというようなことがありましたので、事務局の方で説明がございましたけれども、何かございますか。

(高山委員)

ページでいきますと5ページなんですけれども、青森市の物価指数というのは、最近は横ばいということですので、大きな給与改定の変動要因ということで物価はそんなに考えなくてもいいのかなと考えていました。

(遠藤会長)

はい。他にございますか。よろしいですか。

では、皆さんから前回出されたご意見を踏まえた事務局からの説明がございましたけれども、この意見等を踏まえた改定案を今回準備してございますので、事務局からその改定案について説明をお願いしたいと思います。

それではお願いします。

(事務局)

第1回審議会で委員の皆様からいただいた意見、改定額を検討する際の考慮事項の状況、各都道府県の考え方を踏まえて、委員の皆様の審議の参考となるよう改定案の例を作成しましたのでご説明申し上げます。

資料の第2回審議会<改定案>、1ページ、「考慮事項の状況及び改定方針案」をお開きいただきたいと思います。前回の審議会で説明した内容についてまとめております。まず知事の給料等の改定のこれまでの考え方についてです。知事の給料については前回改定までは民間・公務とも給与水準が上昇傾向にある時代で、それに対応して知事の給料についても引上げる団体が多かったことから、考慮の事項の中で、一般職の給与の改定状況及び他団体、具体的には東北各県の知事の給料との均衡を重視して決定しております。

また、副知事の給料及び議員報酬については、知事と同様の給与改定率により改定しております。

次に考慮事項の状況です。知事の給料等の改定の際には、①から④に記載している諸事情などを総合的に考慮して改定を行うこととされており、それぞれの前回改定後から現在までの状況などについてまとめております。

①本県一般職の給与については、若年層を除き、給与水準は低下している状況にあります。

②他団体の給与については、知事の給料は東北平均や類似団体の平均額は本県よりも低い状況にありますが、副知事の給料及び議員報酬については本県よりも高い状況にあります。

③国の特別職の給与については、給与水準は低下している状況にあります。

④給与改定の経緯としては、先ほども申し上げたとおり、知事の給料は一般職の給与の改定状況及び東北各県との均衡を重視して改定し、副知事の給料及び議員報酬は知事と同様の給与改定率で改定してきております。

これらの情報を総合的に考慮し、改定方針案を検討いたしました。

2ページにお進みいただきたいと思います。今回の改定方針案としましては、

①知事の給料については、考慮事項である一般職の給与、類似団体や近隣団体の知事の給与、国の特別職の給与のいずれの水準も低下していることから、引下げる方向で検討する。

②副知事の給与及び議員報酬については、考慮事項である一般職の給与及び国の特別職の給与の水準が低下していること、知事と同様の改定率で改定してきたという経緯があることから、引下げる方向で検討することとしますが、類似団体や近隣団体の給与水準が本県よりも高いという状況もあることから、据置きとすることも含めて検討する。

前のページの考慮事項を総合的に勘案すると、このような改定方針とすることが適当であろうと考えられます。

今回、この改定方針のもと、具体的な改定額をどのように設定するかについては、下の囲み線の中にまとめております。

前回の改定までは、一般職の給与の改定状況及び東北各県との均衡を重視して具体的な改定額を検討してきた経緯がありますが、一般職の給与については前回改定からこれまでの間に大きな制度改正があり、具体的な改定額を算定するための給与改定率が算定できないこと、給料はその職務と責任に対する給付であることから、職務・責任が同等の者との比較が適当であり、各都道府県の改定の考え方として類似団体や近隣団体の給与を重視する団体が多い状況にあること、各都道府県の考え方として、国の特別職の給与を重視する団体が一定数あり、国の特別職の給与変動率は、同じ特別職である知事等の給与改定率の目安となると考えられること、などから今回は類似団体及び近隣団体の給与の平均額、また、国の特別職の給与変動率による額を目安として、具体的な改定額を検討することが適当であると考えられます。

それでは、これらの考え方に沿って検討した具体的な改定額の案についてご説明申し上げます。3ページ、「改定案（1）類似団体の平均額による改定額」をお開きいただきたいと思います。

改定案は全部で3つございます。1つ目の案は、類似団体の平均額を目安とした案となっております。具体的な改定額については、

①知事の給料は、各都道府県の改定の考え方として人口・財政規模類似団体の給与を重視する団体が多い状況にあることから、人口・財政規模類似団体の知事の給与の平均額を参考に決定します。

②人口・財政規模類似団体との比較検討にあたり、長期間改定を行っていない団体は、長期間のさまざまな状況変化を踏まえたものではないと考えられることから、具体的には直近の改定が平成8年度である愛媛県を除くこととします。

③副知事の給料及び議員報酬の改定後の額は、知事と同様の改定率により引下げか据え置きのみいずれかとします。

下に人口類似団体と標準財政規模類似団体のそれぞれの状況をまとめた表を載せております。それぞれ愛媛県を除いた平均額と本県の額を比べると、まず知事の給料については人口類似団体の平均額は本県よりも2万4千円低く、標準財政規模類似団体の平均額は本県よりも1万2千円低いという状況にあります。このことから、知事の給料の額は1万円から3万円の引下げの案としております。

次に副知事の給料及び議員報酬の額については、これまでも知事と同様の改定率により改定してきた経緯があること、各都道府県においては知事の改定率により決定している団体が多数であることから、1つの案として、知事と同様の改定率によって引下げる案としています。

また、それぞれ類似団体の平均額をみると、いずれの平均額と比べても本県の額よりも高いという状況にあることから、もう1つの案としては、副知事の給料及び議員報酬の額を据置くという案としております。

これら実際の改定額の組み合わせを次のページにまとめております。

4ページ、「改定案（1）実際の改定額」をお開きいただきたいと思います。

改定額1は、知事を1万円引下げることとし、副知事及び議員は、知事の改定率により引下げるか、又は据置いた場合にどういった状況になるかを整理しております。知事の給料の額を1万円引下げた場合の改定率はマイナス0.79%となり、副知事の給料及び議員報酬の額もその改定率により引下げた場合の改定額は①のとおりとなります。千円以下の端数は四捨五入すること

として算出した結果、改定額はすべて1万円の引下げとなります。改定した場合の全国順位もそれぞれ記載しております。知事は1万円減額しても順位は変動しませんが、副知事及び議員については、減額した場合、それぞれ順位が下がることとなります。

②は副知事及び議員を据置きとした場合となっております。

続いて、改定額2は、知事を2万円引下げることとした場合です。改定額1と同様に改定額を算出した場合、副知事は2万円、議員はそれぞれ1万円の引下げとなります。

改定額3は、知事を3万円引下げることとした場合です。こちらも改定額1と同様に改定額を算出した場合、副知事及び議員すべて2万円の引下げとなっております。

以上、改定案(1)は、据置き案も含めて6つのパターン案となっております。

続いて5ページ、「改定案(2) 東北各県の平均額による改定額」をお開きいただきたいと思ます。

2つ目の案となりますが、東北各県の平均額を目安とした案となっております。具体的な改定額については、

①知事の給料の額は、これまでの改定の経緯を踏まえ、東北各県の知事の給料の平均額を参考に決定します。

②比較検討にあたり、長期間改定を行っていない団体、具体的には直近の改定が平成7年度である福島県を除くこととします。

③副知事の給料及び議員報酬の改定後の額は、知事と同様の改定率により引下げか据置きのいずれかとします。

こちらに東北各県の状況をまとめた表を載せております。それぞれ福島県を除いた平均額と本県の額を比べると、まず知事の給料について、東北各県の平均額は本県よりも約2万9千円低い状況にあります。このことから、知事の給料の額は2万円又は3万円引下げの案としております。

次に、副知事の給料及び議員報酬の額についてですが、1つの案として、先ほどの改定案(1)と同様に知事の給料の額の引下げ率によって引下げる案としております。また、それぞれ東北各県の平均額を見ますと、副知事の給料は知事と同様に本県より低い状況にあり、議員報酬は本県の額よりも高い状況にあることから、もう1つの案としては副知事の給料の額は知事と同様に引下げ、議員報酬の額は据置く案としております。

なお、前回もお伝えいたしましたが、山形県も今年度審議会を設置しており、額の改定が想定されているところでございます。これらの実際の改定額の組合せを次のページにまとめております。

6ページ、「改定案(2) 実際の改定額」をお開きいただきたいと思ます。改定額1は、知事を2万円引下げることとした場合に、どのような状況になるかを整理しております。知事の給料の額を2万円引下げた場合の改定率はマイナス1.57%となり、副知事の給料及び議員報酬の額もその改定率により引下げた場合の改定率は①のとおりとなります。千円以下の端数は四捨五入することとして算出した結果、副知事は2万円、議員はそれぞれ1万円の引下げとなります。改定した場合の全国順位は全て下がることとなります。

②は副知事は知事と同様に引下げ、議員報酬を据置きとした場合の改定額となっております。

改定額2は、知事を3万円引下げることとした場合、改定額1と同様に改定額を算出した場合、①のとおり副知事及び議員すべて2万円の引下げとなっております。

②は、副知事は知事と同様に引下げ、議員報酬を据置きとした場合の改定額となっております。

以上、改定案(2)は4つのパターン案となっております。

続いて7ページ、「改定案(3) 国の特別職の変動率による改定額」をお開きいただきたいと思

います。3つ目の案は、国の特別職の変動率により算定した額を目安とした案となっております。具体的な改定案については、

①知事の給料の引下げ後の額は、国の特別職の変動率により算定した額を参考に決定します。

②副知事の給料及び議員報酬の改定後の額は、知事と同様の改定率により引下げか、人口・財政規模類似団体の状況を考慮し、据置きのいずれかとします。

こちらに国の特別職の状況をまとめた表を載せております。国の特別職のうち、概ね本県の知事の給料の額と同額程度以上の給与額となっている主な職の給与額については、平成6年度から現在までにどの程度変動したかを変動率としてまとめております。それらの平均変動率が2.46%となっております。改定額は、この平均変動率を用いて算出することとし、1つ目の案としては、知事の給料、副知事の給料及び議員報酬の額をすべて引下げる案としております。

もう1つの案として、副知事の給料及び議員報酬の額については、先ほどの改定案(1)でもご説明したとおり、人口類似団体及び財政規模類似団体、それぞれの平均額をみると、いずれの平均額と比べても本県の額よりも高い状況にあることから、副知事の給料及び議員報酬の額を据置く案としております。これらの実際の改定額の組合せを次のページにまとめております。

8ページ、「改定案(3)の実際の改定額」をお開きいただきたいと思います。知事の給料の額は、国の特別職の平均変動率マイナス2.46%を用いて算定すると3万円の引下げとなり、副知事の給料及び議員報酬の額も同様に算定すると①のとおり、すべて2万円の引下げとなります。②は副知事及び議員を据置きとした場合となっております。

以上、改定案(3)は、2つのパターンの案となっております。

最後に9ページ、改定額(案)のまとめをお開きいただきたいと思います。ただいま、説明いたしました改定額についてまとめております。審議の際の参考としてご覧いただきたいと思っております。

以上が改定案の説明となります。この他にも様々な改定案があるかと思いますが、審議の参考となるようご説明申し上げました。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

ただいま、事務局から改定方針案と、それから具体的な改定額の案が示されました。事務局の案についてですけれども、考慮事項を総合しますと、知事の給料は引下げの方向、副知事の給与と議員報酬は引下げ又は据置き方向ということになっております。それから改定額の案については、大きく3つに分かれています。1つ目は類似団体の平均額による改定額です。それから2つ目は東北各県の平均額による改定額、そして3つ目は国の特別職の給与変動率を参考した案でした。前回は一般職の給与改定率を用いて行ったわけですが、その場合制度改正等がございまして、具体的な改定案を算定することは難しいということから、今回は他団体の考え方を参考にし改定額が示されているということでございます。

詳しいご説明がございましたが、改定額の答申内容については次回の審議会で決定するということになってございますので、まずは皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

お願いします。

(三津谷委員)

国、東北との比較は比較として、青森県の場合、かなり財務状況が良くなったわけですね。それは考慮してないんですか、そういうのはこの方針に。どうなんですか。質問ですけど。

(遠藤会長)

財政状況というのは、国の財政状況？

(三津谷委員)

いやいや、青森県の場合。

(遠藤会長)

事務局では財政状況について、どういうふうにとらえていますか。

(事務局)

財政状況につきましては、以前よりも回復傾向にあると言いながらも、まだまだ厳しい状況という認識でございます。ただ、知事の給料は職責に対する報酬という面もございますので、その財政状況によらないで給与を決定するというのが原則となっております。また、その財政状況が厳しいということで、現在も特例減額という形で知事の給与は減額しているという状況になります。

(三津谷委員)

はい、分かりました。

(遠藤会長)

他にございますか。はい、どうぞ。

(熊井委員)

減額することにより、予算の厳しさなどが、リアルに県民の皆さまに伝わるということもあります。

一方で、給与額を据置きにして、そこで特例減額を維持していく方法も、同じく厳しい状況をPRしていく方法になるかと思えます。

そうした意味でも、一気に減額をするのか、現状維持をして特例減額をした方が良いのか、という判断も必要かと思えます。

さらに、一度下げたしまうと、経済状況が好転した時に給与額を上げるのに、今回のような審議会を再度開催する必要があります。それは大きなハードルとなるので、それについても考慮する必要があると思えます。

(遠藤会長)

ただいま、ご意見がございましたけれども、特例減額との関係ですね、今回は条例の中で、特例減額ということではなくて、額をどうするかということで審議を進めていければと思います。

(熊井委員)

特例減額とは切り離して、給与額を定める審議をしていくということですね。

(遠藤会長)

そうですね。

(熊井委員)

分かりました。

(遠藤会長)

それから下げることに關しては、審議會をずっとやってきませんでしたので、会を何回か増やしていくということで柔軟に対応できる部分があるのではないかと思います。

皆さんの方でご意見があれば、どうぞお願いいたします。

(向井委員)

2 ページのところに、給料はその職務と責任に対する給付ということが明記されておりますけれども、在職年数といいましょうか、近隣の他所の県と比べて、何期やったとか何年在職をしていたとかと、職務が大変だったという、そういった在職年数を考慮したものの比較はないんでしょうか。今現在のところだけで比較じゃなくして、ある程度、そういう在職年数というものを考慮した比較にならないものかなということ、これを見て、今、感じましたのでちょっと質問をしたいと思います。

(遠藤会長)

今、向井委員の方から質問のあった在職年数に基づく比較ですが、他にやっているところはあるでしょうか。

(事務局)

基本的には職務に対する報酬ということですので、そういった在職年数ですとか業績などによる個人についての報酬ということで考えているところはないと思います。在職年数を加味しているところは全国でもないということです。

(向井委員)

ないですか。

(遠藤会長)

よろしいですか。

はい。

(内村委員)

改定案の方の1 ページの給与改定の経緯、④のところ、副知事なり議員の報酬は知事と同様の給与改定で改定してきたというような事務的な取扱いがある中で、現状としては知事の方は平均よりも高めで、副知事なり議員の方は低め。同じような改定をしてきたわりにはちょっと差が出たということの経緯なり要因なりというところは、何か想定ができるのでしょうか。

(事務局)

知事と副知事の引下げの額の違い、全国的にもバラつきがあるということですので、本県が原

因なのかよく分かりませんが、明確な理由はないと思っています。

(内村委員)

まずこのデータの中で結果としてこうなっていると、そういう説明ですね。

あと、結果としてナンバー2なり議員のところ全体が上がってきたという可能性もあるのかもしれませんが、それはそれとして、一般職の給与改定の関係でいえば、ここ20年スパンでいえばそういう数値ではありますけれども。ここ3、4年は人事院勧告においても少し給与改善の方向に向かっている傾向があるということがあるので、このまま賃金の改善傾向という勧告も含めて公務員の給与が上がっていくかどうかというところまでは確定はできないのかもしれませんが、当面、短期スパンで考えた時には長期の平均というよりは若干少し良くなるという傾向も加味をして、あまり引下げを強く出すべきじゃないのかなと。

結果として、ここ何年かの様子を見て改定をしたところは、もう少し高めというか削減幅が縮小される傾向になる可能性も出てくると思いますので。まあ、いろんな算定案は出てきているのですが、あまり低すぎて、いろんな青森ワーストがありますけれども、トップの賃金なり議員の賃金も結果としてワーストで自慢をするような話にならないような改定になっていただければなというふうに、現時点で思っております。

(遠藤会長)

はい、ありがとうございます。

他にございますか。

はい、どうぞ。

(高山委員)

資料の3ページですけれども。愛媛県と、後で福島県も出てくるんですけれども、長期間改定を行っていない団体を除くということで。前回の資料を見て見ると福島、愛媛とも132万となって、上げたのが平成7年、8年なんですよね。そうすると本県は5年から全然改定をしていないということで、その間、いい時もあつたし、悪い時もずっと続いているわけですが。

今の引下げというのをそのまま聞いていますと、知事さんという青森県の有名人の給与が下がるというイメージが、今の状況の経済情勢の中で下げたというのは何かあまりプラスイメージがないものですから。やっぱり民間企業の給料を上げて消費に、というような動きの中で、全然長期間動かさないでさらに引下げたというのは、若干きついような感じが、イメージですよ、していますので。引下げというのがあるきではなくて、据置きも含めて少しでも私としては下げ幅というのは下げるにしても少し緩やかな下げにしておいた方がいいのかなという気持ちで、今の話を聞いて思ったしだいです。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

(高田委員)

最初、知事の特別職報酬等審議会ということで、私は三村知事は頑張っているような気がしていますので、知事個人の報酬というか、そういったところがちょっと頭にあつたんですけれども。

前回と今回、用意していく中で、知事の給料についてはそういう個人ではなくて、要は知事職

という職務、責任に対しての報酬の妥当性。その妥当性を判断するためにいろんな基準で、ある意味、レベル感ですよね、知事職としてのレベル感の妥当性を議論する会ということで、今、また認識を新たにしているところでもあります。

そういった中でいくと、今、何名かからお話が出てきていたように、前の報酬だとかこういう賃金に対してのベクトルがずっと下向き、こういった議論が続いている、そういった傾向が続いている中で議論ではなくて、今はやっぱり国を挙げて賃上げだとか、いろんな企業の利益を賃金に反映させて、今、日本の経済を復活させていこうという、国を挙げてのそういう流れだとか。あと、地元の状況を見ても、一時期の先行き不透明、閉塞感、こういったところからある程度青森県全体がいいものが評価されて、元気が今、出てきているような状況の中にあります。

ですので民間の考え方からいくと、今の段階でレベル感を議論をするにしても、マイナスありきの議論というのはいかなものかということがあります。

ただ、さっき言ったとおりレベル感で判断をしていく中では、確かに知事のところだけが他地域に比べると高目にあるということも理解できますので、減額については、そういった点では私は最小限がいいのかなと。あと議員、それから副知事職についてはそれぞれ減額と、あと水準を維持するという案が出ていましたけれども、最小限ということであれば同水準を維持する、そんなあたりがレベル感としては妥当じゃないのかなと思っております。

(遠藤会長)

はい、どうぞ。

(浜谷委員)

しばらく見直しをしてこなかったということもあって、今、東北各県と比較するとちょっと高いような状況になってきているが、ここでどうあるべきかということで考えた場合、やっぱり納得性が高いのは類似団体の平均ということが一番納得性があるんでしょうね。ただ、一方では特例減額というのが別にあって、特例減額した結果、2割減らした結果、今は101万ぐらいですか。

だから、むしろ特例減額を無くして、早くあるべき姿に復した方がいいんじゃないかなという気さえます。結果的にそれはプラスになるわけなので。見直ししてこなかった結果、類似団体、類似団体に宮城を入れていいのかどうかという問題はあるんでしょうけれども、東北平均というところが一番納得性が高いのかなと思います。

(遠藤会長)

今、他の類似団体と比べると県知事の現在の水準は高いということがあります。しかし、他方で特例減額が実施されているので、むしろそちらの方を是正すべきということですね。

(浜谷委員)

我々の議論ではないかもしれませんが、むしろ、そっちの方で。いくらここで決めても特例減額があるので下がっているの。ここはあるべき姿にした方がいいのかもしれないなと思ったんです。それでこれは東北の平均ですよ。

(高田委員)

特例減額は臨時、特例的に実施するものであると謳われていて、この資料では全期間でこの特

例が実施されている。この状況をただ放置していることが悪いんじゃないかと。これ、ちょっと異常にうつりますよ。3ヶ月とか6ヶ月減額ということはあったとしても、これだけ長期間にわたって、これが通常になっちゃっている。これは県民は誰も分かっていませんよ。これはちょっと何かしらのルールがあってしかるべきではないかなと、正直思います。

(遠藤会長)

特例減額の場合には、その時々の方針判断で実施されています。今回の審議会では、条例で規定される本来の額についてご議論いただければと思います。

改定案が3つ出されています。その基準としては、人口・財政規模類似団体、これは(1)ですね、それから今議論のあった東北各県の平均額、そして国の特別職の変動率です。

これらの改定案に焦点を合わせながら皆さんのご意見をいただければと思います。様々な観点からやり方がありますが、差し当たってこの3つのうちでどうかという観点から。

(三津谷委員)

我々が議論している内容が、果たしてどのくらい我々の考えを取り入れていただけるのかどうか、会長としては、非常に難しい質問かもしれないけれど、どうなんですか。我々、諮問機関としての受入体制の方がどうかという考え方。なかなか難しい質問をしているんだけど。

(遠藤会長)

皆さんの忌憚のないご意見をいただいて、そして決めていきたいなと思っておりますのでぜひ自由なご意見をいただければと思います。

(三津谷委員)

分かりました。

(遠藤会長)

本当にいろんな考え方があると思いますので、ただ最終的に決めていかなければなりませんので、その場合にどれだけ合理的に説明がつくかという観点からぜひ検討を行ってほしいと思います。

この3つの中では、いかがでしょうか。

(高山委員)

この3つの改定案の中では、私はやはり経済情勢とか人口の状況とか、非常に似たような環境にある東北6県、北東北を参考に引下げなり据置きということを考えていけばいいのかなと思っております。

(遠藤会長)

逆に、全体を見て説明可能性が高いという点でいうと全国の類似団体ということにもなりますね。この観点からのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。確かに東北6県は私たちの一番身近なところですので、そこからの対比ということも合理性があるのですが。

全国の中で青森の位置付けという観点からも可能だと思います。この観点からはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(内村委員)

3案とも、ある意味で1万円から3万円の枠の中に含まれるということでは、あまり極端に考え方に差があるということではないんだろうと思いますので、この3案をそれぞれ取り入れた中でどこら辺が妥当かという落としどころもあるのかなというふうに思っています。

1万から3万、2万から3万、3万という話なんです。先ほどもちらっと触れましたけれども、長期スパンの中ではそれなりに率としては引下げになっているわけですが、ここ数年のところでは例えば若干回復傾向があるということであると、一番下の2万というのは、私としてはちょっと除きたいなという話にもなりますし、3万という話になると、これはまた様々なところで、全国ビリの水準、これは県民感情としていいのか悪いのかということもありますし、知事の評価という観点は入れないのかもしれませんが、3万まで引下げる必要があるのかということであると、この3案を加味をするとちょうど中間的な様々それ以外のことも考慮すれば2万程度という落としどころがあるんじゃないかなという気がするんですけども。

(遠藤会長)

この3案の中ではいかがですか、全国、東北、それから国の特別職。

(内村委員)

やっぱり九州とか山陰とかというようなところとの比較よりは東北のあたりを少し重点的に見た均衡の方が、ある意味では分かりやすいのかなと思います。

(遠藤会長)

そうすると、金額的には2万円というようなことですか。
他にいかがでしょうか。

(向井委員)

どの案も、改定案の1、2、3、どれもそんなに金額にしてみると大した変化がないわけですよ、1万とか2万とか。でも、私たちが知事の報酬に対して1万下げるんだとか、そして全国45位になったとか、44位まで下がったとかというのを、県民感情としてあまりいい感情ではないわけですよ。

ですから、これ、一律、例えば知事のところが0.79%減にしたからといって、それに合わせた議長、全部その案にしないで、もうちょっと私たちは議長を尊敬しているんだとか、そういう私たちの代表なんだという感情、気持ちが表れるような改正案にできないのかなということを考えております。

それで時代と共にやっぱり一般職の方は人勧が出ればそれに見合った分ずつ、年々、少しずつでもベースアップがあるわけですよ。そういう時代に、この特別職だけがぐーんとそのままにしてきて、見直しになったら下げたというのは、非常に今の時代にいいのかな、ということに疑問に感じていますので、できればあまり下げ幅を広げないで、なるべくそのままにしておけないものかなということ、今考えております。

(遠藤会長)

分かりました。他にいかがでしょうか。

(熊井委員)

引下げ額を決めようとする、3つの減額理由のうち一つを選択することになります。減額することとなった場合、ここで選択するよりも「類似団体の平均額」、「東北各県の平均額」、「国の特別職の変動率」の3つの理由から給与額を下げざるを得ないとしたほうが、納得性が上がると思います。ここで理由を絞り込む必要はないという気がします。

引下げ額については向井委員がおっしゃっていたのに賛成です。

(遠藤会長)

そうですか。

他にございますか。

(三津谷委員)

会長、今日で全部お決めになるんですか。

(遠藤会長)

いえ、方向性を。今日で詳細を決定するというではありませんで、ぜひ皆さんの忌憚のないご意見をお願いします。事務局からのデータに基づいて各委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただいて、ある程度方向性を見出すことができればと思います。

はい、どうぞ。

(内村委員)

知事のところの考え方がベースで、ちょっと先ほどもお話をした感じがあるんですが。

事務局が示しているとおおり、やはり副知事なり議員のところは類似団体なり東北と比べてもちょっと低めという話でありますので、知事も下がるけれども議員はもっと下がるというような話では、やはり好ましくないと思いますので。知事のところは一定程度下げたにしても、副知事なり議員のところは据置きでもちょうどレベル的には他の団体と呼応する水準にあるのかなと思いますので、副知事、議員については据置きという取扱いがよろしいのではないかとということで意見を述べさせていただきたいと思います。

(遠藤会長)

改定案の3つの中では、2つ目ですか、東北のデータを加味した方がいいのではないかと、そして副知事、議員の方は据置きというのが内村委員のご意見でございました。

事務局の案を拠り所にしながら、さらに皆さんのご意見を、いかがでしょうか。

(高田委員)

さっき話したとおおりですけれども。東北と、あと類似団体の全国比較ですけれども。東北と比較をすると知事の給料を2万円引下げると。私がさっき言ったみたいに最小限でいいんじゃないかということで、改定案の1、ここを基準にして最小限の下げ幅、あと副知事、議員等については据置きでいいんじゃないかと。レベル感で見た中で。

一番最後のページでいくと、私はマスの2つ目、2段目あたりが妥当ではないのかなと思って見ていました。知事が126万、下げ幅1万円で、あと副知事・議長・副議長等。

改定額1の②です。

(遠藤会長)

組合せをすることもできますので。

(高田委員)

私はこの2列目というか、これが妥当ではないかなと思います。

(遠藤会長)

知事は一番最小限の下げ幅、そして副知事以下は据置きと。

はい、どうぞ。

(高山委員)

高田委員がおっしゃったことと非常に似た考えなんですけれども。でも、まだ東北で比べると水準がまだ高いということになると思います。その分は、今までずっと改定を平成5年からやってこなかったという部分も、都度、適宜改定していくということで、見直しをして合わせるという形で今後の対応みたいなものを考えていただけないのかなと。

今まで何年間もやってこなかったからこうなったんだと。だから、その部分は、やはり今後については適時、例えば3年後とか5年後とか、いろんな経済情勢の変化等を踏まえてまた下げるなり据置きなり上げるみたいな対応を当審議会で。付記事項でもいいんですけれども残しておきたいなと思います。

(遠藤会長)

また適時状況に応じて見直しを行う旨の付記事項を付けるというのが高山委員のご意見ですね。ありがとうございます。

それでは皆様のご意見を集約していきますと、他の類似団体との比較、とりわけ今お話があったのは東北のデータを中心にしながら比較をしていくのがいいのではないかというご発言がございました。そう考えますと、東北のデータで比較すると、知事のところは他よりも高くなっていますので、ある程度低めていくと、そして副知事、議員は据置きというふうな案ですね。

(三津谷委員)

議長、その考え方、それはいいんですけども、ただ、さっき申し上げたとおり平成5年から、今まで放置していたから、どういう考え方でいいのか、具体的にはあれだけれど、知事が替わった時点で改正するというのはいかがなものかという考え方を持っているんですよ。大体、あんまり長くなったもの、本当は。だから具体的に会長としてはまとめなければならいんだけれど、いずれにしてもあまり下げたらこれは大変だ。やはり、その職種によってやるのが妥当じゃないかと考えております。職種によって。それで考えていかざるを得ないんじゃないかと思っております。

検討してください。

(遠藤会長)

三津谷委員のご意見も、それは一つの大きなご意見かと思えます。他の委員の皆さんの中から

もそういったご意見をいただいておりますので。もう一つ、他との対比ですね、これも非常に重要かと思えます。

それでは2つご意見が出ておりますので、ちょっと皆さん、ここはいかがいたしましょうね、もうちょっとこのことについて深めていけばいいなと思うのですが。ご発言をいただければ。

(三津谷委員)

会長だって、この提案をするのに、任せているけれども大変でしょう。

(遠藤会長)

そうです、皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、ぜひご意見をいただければと思います。

今日、出たご意見は本当にそれぞれ重要なご発言だと思います。知事の業績、それから今後を考えた場合、あるいは他団体のことを考えた場合に、引下げるといふことの持つ意味といいますか効果といふことを考える時にどうかといふのは、それぞれご意見があろうかと思えます。

それからもう一方で、また繰り返しですけれども、他の類似団体との対比といふことも非常に重要なことです。

どうぞ。

(高田委員)

この報酬の見直しは、まさに東北各県と比較をしてみると、高山さんの方から出ていましたけれども。こうやって見ると岩手県だけが去年改定をして、他が改定をして。要は青森県は平成5年から改定をしていないということで、ルールが各県、ないんですよ、これ。はっきり言えば10年以上放置されていて、改定されていないということで、そういうものなのかなと思っていましたけれども。

ただ、いずれにしろこの10年前が主流の改定の時期で、この時期と言ったら今から11年前で、どん底の時期だと思いますよ。バブルが弾けて、リーマンショックの前ではありますけれども、いずれにしても地域経済が疲弊してどん底の状況の中で、おそらく見直しをしなければダメだという気運が出てきて、この時点で下がったのが据置かれていると。青森県は一方でバブルの真っ最中の頃でしたね、この頃は。平成5年、バブルは弾けていましたけれども、まだそんな大きな影響が出ていない頃の見直しということで、ここに出ている給与月額だけで比較をすると、改定をした時期がかなり、180度違う時期に改定されておりますので、これを平均してといふのだと、ちょっと判断としていかがかなと思うので。

私が先ほどお話をしたとおり、今の状況といふのはこの時期に比べたらまるきり変わっていません。青森県も、さっき向井委員の方からあったように、やっぱりもっともっと元気になっていかなきゃダメだといふ、そういう空気といふのがある中で、私はさっきから申し上げているとおり、他県との知事の高いところは若干の調整をするにしても、全体的にはこのままの改定に留めるべきだなといふのがあります。

(遠藤会長)

他にございますか。大体皆さんのご意見を承ったところでございます。

(内村委員)

どこまで絞り込むか。

(遠藤会長)

そうなんです。次回、私たちの議論をスムーズに進めていくために、少し整理していきたいと思えます。

まず事務局案に沿いながらですけれども、改定案のところ、全国で比較することと、東北、それから国の特別職の変動率の改定案ということでございますが、皆さんのご意見の中では国の特別職の変動率での改定額というご意見はございませんでしたので、取りあえず全国、それから東北で比較をすると、ここはよろしいでしょうか。いいですね。

それから次に、全国と東北といった場合にはどちらがよろしいでしょうか。

(浜谷委員)

分かりやすいのは東北じゃないですか。

(遠藤会長)

本日の議論において、皆さんから東北というご意見が出ておりました。また、只今浜谷委員からも東北というご発言がありました。

(浜谷委員)

大体、総じてそんな感じじゃないですか。

(遠藤会長)

はい、ではそういうふうな形で進めてまいります。それから改定額についてですけれども、これは若干下げた方がいいのではないかというご意見と、据置きというご意見がございました。この点についてはいかがでしょうか。

(三津谷委員)

その前にちょっと事務局に聞くけれど、現実、知事は127万じゃなくて、現実はそんなにもらってないでしょう、知事は。自分で、自ら下げたんですか。

特別に今やっている減額。知事自らが申し入れたんですか、下げるということは。

知事自身が127万じゃなくて100何万でいいという申し上げをしたんですかと聞いているんです。

(事務局)

今現在、特例減額ということで、知事の判断で特例減額をしているところでございます。

(三津谷委員)

そうですか、分かりました。

(内村委員)

それなりに考え方としては東北をベースにしてということで、あとは2万がいいのか3万がいいのか、金額的にはさほど差がないということにはなるのかもしれませんが、あまり下げなくて

もいいんじゃないかという意見もまだあるようではありますけれども、結果として、下げるとしても1万円ということになれば、特例減額を別にしても、現在の順位からすると29位というような全国の中での順位になるということと言うと、様々な指標のところは40何番目という話がある中において、この29位と31位、33位、さほど順番的には違わないんですけれども、29という、20台ということに対する評価というのをその他の方からすれば出て来る可能性もちょっとあるかなと。

昔、県職員の給与でいうと、30番前半になると大変だという話をされたこともございますので、水準的に見てまだまだ青森、がんばってもらいたいという話はあったにしても、現状としてのレベル感ということと言うと、まだまだ厳しい状況がある中で20番台までという改定になると、やはり若干見直しに対する批判的な考え方も対外的には出て来るのではないかなということと言うと、やっぱりあまり下げ過ぎるのも何ですけれども、30番台ぐらいにおさめるということと言うと、東北各県との比較かつ水準的なところから言うと2万円というあたりが妥当なのではないかなと考えます。

(遠藤会長)

分かりました。

(内村委員)

考え方ということ言った時に、順位も少し加味をする必要があるんじゃないかと。

(遠藤会長)

分かりました。それでは皆さんのご意見、2つあるわけですけれども、今、内村委員がお話されましたけれども、他の類似団体の平均額との対比も説明の仕方としては重要なことではないかというふうに思います。

そうしますと、やや知事の金額を下げてやっていくということですね。そして副知事、議員の額については据置きということが一つございます。

では、今日は皆さんのご意見を伺って、2つございましたので、これを中心に次回は決めていきたいと思っておりますので、どうぞ今日の議論を皆さんそれぞれ振り返っていただいて、次回の会議の中で決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そういうことでよろしいでしょうか。

(三津谷委員)

今日、急に決めろと言っても無理だ。

(遠藤会長)

そうですね、難しいと思います。

(三津谷委員)

金額は大したことはないけれど、一般の県民を常に我々は頭の中に入れて確定していかなければ。

(遠藤会長)

今日、2つご意見が出ましたので、どうぞ、今日帰ってからよく皆さん、振り返っていただき、次回、さらに検討を深めていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

では次回の会議ですけれども、本日欠席された委員の方がいらっしゃいますので、ぜひ事務局で確認をしてもらい、そして委員の皆様の意見を集約した形で答申案を決定していきたいと思っております。

それから参考意見でございますけれども、知事の給料等の額の改定時期、それから知事等の退職手当につきましても皆様からのご意見を次回は伺いたいと思っております。

それでは本日はこれで閉会としたいと思います。事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

皆様、お疲れ様でございました。第3回の審議会についてですが、12月11日、月曜日、午後1時30分から開催いたします。次回の会場はラ・プラス青い森となりますので、よろしく願いいたします。後日、正式な開催通知をお送りいたします。

それでは本日はこれにて閉会となります。皆様、お疲れ様でございました。